

はんのう市ノーマーカーデー（試行）実施要領（案）

1 目 的

地域住民の移動手段の確保、市内外の人との交流による賑わいの創出や健康増進、そして、本格的な高齢化社会の進展など、公共交通の果たす役割は多岐に及び、ますます重要になると考えられます。

しかし、公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化やマイカー利用の増加などにより利用者が年々減少しており、運行本数の削減につながるなど、一層の利用者の減少を招いています。

このことから、マイカーに依存するライフスタイルを見直し、公共交通を維持・確保するための利用促進を目的として、全市的な「ノーマーカーデー」を実施します。また、併せて、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減も図ります。

◆キャッチフレーズ

『わたしたちの行動は わたしたちのまちの未来を変える！』

2 実施期間

平成29年12月8日（金）～12月17日（日）※期間中に1日以上実施する。

3 実施方法

実施期間中、可能な限り自家用車の使用を控えていただき、電車やバス、原動機付自転車、自転車、徒歩で通勤・通学・買い物・通院等をしていただきます。

4 対 象 者

- (1) 市内の事業所に自家用車で通勤されている方
- (2) 自家用車で通勤・通学・買い物・通院等をされている市民の方

5 実施方法

- 1) 参加者の募集は、市ホームページ、広報紙等により行う。
- 2) 参加者は、指定の「参加登録書」に必要な事項を記入の上、事務局に提出する。
- 3) 事務局は、参加事業所等を市ホームページにより公表する。

6 参加登録

1) 登録単位

「4対象者（1）」の方は事業所単位、「4対象者（2）」の方は個人で参加登録を行

う。※ただし、お勤めの事業所が参加されない場合は、個人での参加登録を受け付ける。

2) 登録方法

「参加登録書」を事務局（飯能市交通政策室）へ FAX・郵送・E-mail・電子登録のいずれかの方法でご提出いただく。

◇登録期限：平成 29 年 11 月 30 日（木）必着

3) 参加登録事業所の公表

参加登録をしていただいた事業所の事業所名を、市のホームページで公表する。なお、参加事業所が事業所名の公表を希望しない場合は非公表とする。

6 実績報告

「はんのう市ノーマイカーデー実績報告書」を事務局（飯能市交通政策室）へ FAX・郵送・E-mail・電子報告（電子登録をした方のみ）のいずれかの方法でご提出いただく。

◇報告期限：平成 29 年 12 月 28 日（木）必着

7 実施結果の検証・公表

提出された実績報告をもとに、二酸化炭素の削減量を試算し、その結果を市広報紙、市ホームページ、公共交通ニュース等で公表します。

8 実施の流れ

① 「はんのう市ノーマイカーデー参加登録書」（様式 1）を市（交通政策室）に提出

② 事業所の場合：「参加登録証」を配布、市のホームページで公表
個人の場合：「参加登録証」を配布

③ ノーマイカーデーの実施 【12月8日(金)～17日(日)のうち1日以上の実施】

④ 「はんのう市ノーマイカーデー実績報告書」（様式 2）を提出

事務局：飯能市生活安全課交通政策室
〒357-8501
飯能市大字双柳 1 番地の 1
TEL：042-973-2111 内線 614
E-mail：kotsu@city.hanno.lg.jp